

要介護等認定高齢者に対する税法上の障害者控除について

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の方で、身体の障害又は認知症の状態が一定の基準に該当すると市町村から認定された方は、所得税又は住民税の所得控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」（以下「認定書」という。）が交付されます。

なお、認定書の交付には、申請が必要です。

≪ 対象者 ≫

認定基準日（※）時点で下記の要件をすべて満たしている方

- ① 松阪市に住所がある65歳以上で、要介護（支援）認定等を受けている方
- ② 介護保険の認定調査票又は主治医意見書で、日常生活自立度が一定の基準がある方

※ 認定基準日とは

所得税等の所得控除を受けようとする対象年の12月31日（対象年中に死亡又は出国した場合は、その当該日）。

* 令和3年分の認定書の基準日は、令和3年12月31日です。

≪ 申請に必要なもの ≫

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- (3) 対象者本人の介護保険被保険者証（申請者が別世帯の家族〔配偶者・親・子・本人の兄弟姉妹〕であって、即日交付の場合必要）
- (4) 委任状（申請者が本人や家族でない場合であって、即日交付の場合必要）

≪ 交付について ≫

即日交付できる場合（以下のいずれかに該当する場合）

- ① 申請者が本人又は同一世帯の家族の場合
- ② 申請者が家族であって、対象者本人の介護保険被保険者証をお持ちいただく場合
- ③ 申請者が委任状をお持ちいただく場合

※ 上記いずれにも該当しない場合、認定書の即日交付は行わず、本人宛に郵送とします。

※ 上記いずれかの場合であっても他自治体からの転入等、松阪市に要介護認定情報がないときは、転入前自治体への調査ののち、本人宛に郵送とします。

※ 即日交付であっても、申請から発行までに時間がかかる場合があります。

≪ 認定の基準 ≫

介護保険の認定調査票又は主治医意見書をもとに、日常生活自立度が一定の基準に該当するかを判定します。

区分	日常生活自立度の区分	該当する障害者の区分
① 身体の障害状態	A1 A2	障害者に該当 身体障害者（3～6級）に準ずる
	B1 B2 C1 C2	特別障害者に該当 身体障害者（1級、2級）に準ずる

② 認知症の状態	II a II b	障害者に該当 知的障害者（軽度・中度）に準ずる
	III a III b IV M	特別障害者に該当 知的障害者（重度）に準ずる

(参考) 日常生活自立度

① 日常生活自立度（身体の障害）

該当する障害者の区分	日常生活自立度の区分	判定基準
非該当	J (J1) (J2)	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる (交通機関等を利用して外出できる) (隣近所へなら外出できる)
障害者	A (A1) (A2)	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない (介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する) (外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている)
特別障害者	B (B1) (B2)	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが 座位を保つことはできる (車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う) (介助により車椅子に移乗する)
	C (C1) (C2)	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する (自力で寝返りできる) (自力では寝返りできない)

② 日常生活自立度（認知症）

該当する障害者の区分	日常生活自立度の区分	判定基準
非該当	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
障害者	II (II a) (II b)	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、 誰かが注意していれば自立できる。 (家庭外で上記の状態が見られる。たびたび道に迷う、買物や事務、金銭管理 などそれまでできたことにミスが目立つ等) (家庭内でも上記の状態が見られる。服薬管理ができない、電話の応対や訪問 者との対応など一人で留守番ができない等)
	特別障害者	III (III a) (III b)
IV		日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られ、 常に介護を必要とする。症状、行動はIII a に同じ。
M		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要 とする。せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問 題行動が継続する状態等

※「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」（平成 14 年 8 月 1 日厚生労働省事務連絡）